

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

民法（親子法制）部会 | 参考資料 6－1（1）

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

スケジュール・開催実績

令和元年 9 月 3 日	第 1 回開催
令和元年10月28日	第 2 回開催
令和元年12月 3 日	第 3 回開催 ・ 素案について審議 → パブリックコメントを実施 (12月20日～1月18日)
令和 2 年 2 月（予定）	第 4 回開催 ・ 取りまとめ
令和 2 年 4 月 1 日	改正法施行

主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

委員

○ 大日向雅美	恵泉女学園大学 学長
高祖 常子	認定 N P O 法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
立花 良之	成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
福丸 由佳	白梅学園大学 子ども学部 教授 CARE-Japan 代表
松田 妙子	N P O 法人 せたがや子育てネット 代表理事
森 保道	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事
山田 和子	四天王寺大学 看護学部 教授

○座長

（敬称略、五十音順）